老人クラブ会則の例示

*<u>この会則は、あくまでも一例です。老人クラブは任意団体ですので、それぞれの</u> クラブの会則は、会員相互の話し合いでクラブごとに決定するものです。

○○○○老人クラブ 会 則 (案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「○○○クラブ」という。

(構成)

第2条 本会は、第6条に掲げる会員をもって構成する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、○○○におく。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦をはかり、"健康・友愛・奉仕"を基本に「生活を豊かにする 楽しい活動」「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、健康で生きがいのある生活の実 現と、高齢者の保健福祉の健全な発展に寄与することを目的とする。

(活動)

- 第5条 本会は、第4条に掲げる目的を達成するために次の活動を行う。
 - (1) 高齢期をともに生きる仲間づくり活動
 - (2) 心とからだの健康づくり活動
 - (3) 相互に支え合う友愛活動
 - (4) 地域社会に貢献する奉仕・ボランティア活動
 - (5) すべての実践の基礎となる学習活動
 - (6) その他目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員の要件)

- 第6条 会員は、本会の目的・活動に賛同する○○○地区に居住する概ね60歳以上の者とする。 ただし、60歳未満の者の入会を妨げない。
 - 2 会員は次により区分する
 - (1) 正会員(60歳以上の者)
 - (2) 準会員(60歳未満の者)
 - 3 会員は、第23条に基づき会費を納入するものとする。

(加入)

第7条 本会への加入を希望する者は、本会会長に届け出るものとする。

(休会・退会)

第8条 休会または退会を希望する会員は、本会会長に届け出るものとする。

第3章 役員

(役員の構成・定数)

- 第9条 本会に次の役員をおく。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 ○名 (男女各○名)
 - (3) 幹 事 ○名 (男女各○名)
 - (4) 会 計 ○名
 - (5) 監事 ○名

(役員の選任方法)

第10条 役員は、総会において選任する。

(役員の職務)

- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
 - 3 幹事は、本会の業務を処理する。
 - 4 会計は、本会の会計を処理する。
 - 5 監事は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会で報告する。

(役員の任期・補充)

- 第12条 役員の任期は、○年とする。ただし再任を妨げない。
 - 2 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第4章 会議

(会議の種類)

- 第13条 本会の会議は、次のとおりとする。
 - (1)総会
 - (2) 幹事会

(会議の構成)

第14条 総会は、全会員をもって構成する。

幹事会は、会長・副会長・幹事・会計をもって構成する。

(会議の権能)

- 第15条 総会は、次の事項につて決定する。
 - (1) 年度活動計画に関する事項
 - (2) 年度予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の変更に関する事項
 - (4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
 - (5) その他会長が附議した事項
 - 2 幹事会は、第1項を除き、業務遂行上必要な事項について決定し、本会の運営にあたる。

(会議の開催)

- 第 16 条 総会は、毎年○回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
 - 2 幹事会は、必要に応じて随時開催する。

(会議の招集)

- 第17条 会議の招集は、会長が行う。
 - 2 会長は、会員の相当数または監事から、会議に附議すべき事項を示して総会の開催を 請求された場合は、その請求があった日から○○日以内に、これを招集しなければなら ない。

(会議の議長)

- 第18条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中からこれを選出する。
 - 2 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の決議)

第19条 会議の議事は、出席者の賛成多数で決する。

(総会の議事録)

- 第20条 総会の議事については、次に揚げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 会員数及び出席会員数
 - (3) 議事の内容及び結果
 - 2 議事録には、その総会に出席した会員の中から選出された2人以上の者が、内容を精査し、署名・押印しなければならない。

第5章 部会

(部会の設置)

- 第21条 本会の活動を円滑にすすめるため、必要に応じて部会を設置する。
 - 2 部会に関わる規程は、別に定める。

第6章 会計

(経費の構成)

第22条 本会の活動に関わる経費は、会費・補助金・寄附金・その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

- 第23条 本会の会費は、次のとおりとし、毎年年度当初にこれを納入する。
 - (1) 正会員 0,000円
 - (2) 準会員 〇,〇〇〇円

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7章 帳簿

(帳簿の整備)

- 第25条 本会に次の帳簿を整備する。
 - (1) 会則綴り
 - (2) 会員名簿
 - (3)活動計画書及び記録簿
 - (4) 予算書・決算書及び会計簿
 - (5) 経費支出及び財産に関わる証拠証票(請求書・領収書・預金 通帳等)
 - (6) その他必要な帳簿
 - 2 第1項に掲げるもののうち、(1)及び(2)は常備し、その他については当該年度終了後5年間保管する。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第26条 この会則を変更しようとするときは、総会において決議を得なければならない。 (解散及び残余財産の処分)

- 第27条 本会を解散しようとするときは、総会において決議を経、当該する市(町村)主管課 及び市(町村)老人クラブ連合会に届け出なければなら ない。
 - 2 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、老人健康福祉の向上に資する活動を行う団体・機関に寄付するものとする。

第9章 補則

(施行細則)

第28条 この会則の施行について必要な細則は、総会の承認を経て会長が定める。

第10章 附則

(施行・沿革)

第29条 この会則は、平成○年○月○日より施行する。